

企画競争説明書

(QCBS方式-ランプサム型)

業務名称：マダガスカル国トアマシナ電力アクセス改善計画準備調査 (QCBS - ランプサム型)

調達管理番号：23a00779

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章4.（2）上限額 について」に示した上限額を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年1月17日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2024年1月17日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：マダガスカル国トアマシナ電力アクセス改善計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2024年4月 ～ 2025年5月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の34%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の6%を限度とする。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Morita.Akane@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 資源・エネルギーグループ第2課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年1月23日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年1月31日 12時
3	質問への回答 1月24日12時までの受領分	第1回 回答日 2024年1月29日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2024年2月5日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2024年2月9日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2024年2月26日 11時30分
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 （申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE ） ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(2023年10月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口宛
CC：担当メールアドレス

3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下のJICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。

- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4. (2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3)の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1)の経費と2)～3)の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし

- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。

なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点について

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① (価格評価点) = 最低見積価格 = 100 点

② (価格評価点) = 最低見積価格 / (それ以外の者の価格) × 100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4. (2) に示す上限額の 80% 未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80% 積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80% 下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点 = 100 点

それ以外の見積額 (N)：価格評価点 = (上限額 × 0.8) / N × 100 点

* 最も安価ではない見積額でも上限額の 80% 未満の場合は、上限額の 80% を N として計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 90 : 10 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

11. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力

準備調査)の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

12. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています(現時点では、2023年11月から2024年1月に公示した案件を対象に、試行的な実施を想定)。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 事業の背景

マダガスカル共和国（以下「当国」という。）は、人口2,842万人（2021年、世銀）、一人当たり国民総所得が500ドル（2021年、世銀）の世界最貧国のひとつである。内陸に位置する首都アンタナナリボ（人口約300万人）と、当国の国際貨物の90%を取り扱い、インド洋に面した港を擁する第2の都市トアマシナ（都市圏人口約50万人）は国道二号線で結ばれ、当国経済をけん引する経済都市軸を形成している。我が国は、当国の地理的重要性を踏まえ、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」及び経済的繁栄を支援すべく、開発計画調査型技術協力「アンタナナリボ・トアマシナ経済都市軸（TaToM）総合開発計画策定プロジェクト」（2016-2019年。以下「TaToM 総合開発計画」という。）、無償資金協力「国道二号線におけるマングル橋及びアンツァパザナ橋改修計画」（2019年9月GA締結）、円借款「トアマシナ港拡張事業」（2017年3月LA調印）など、経済都市軸形成促進のための開発計画策定やインフラ整備を支援している。また、TaToM 総合開発計画では、トアマシナ都市圏の人口増加が2033年には現在の約1.5倍の約76万人となることや、トアマシナ都市圏の産業・観光都市としての成長可能性が言及されている。他方、トアマシナ都市圏の経済成長の阻害要因の一つとして、電力や水供給などの経済インフラの未整備が指摘され、その改善が提案されている。

トアマシナ市内の電化率については現在、約50%に留まっており、関連設備の改修・強化が喫緊の課題となっている。市内への電力供給は市西部のVolobe水力発電所及び国内の電力施設の運営・維持管理を行っている水・電力公社（JIRAMA）等が市内に保有するディーゼル発電設備から、Tamatave 1変電所及びその上流に位置するTamatave 2変電所のいずれかを介して行われているが、両変電所の老朽化により機器トラブルが頻発し、停電が日常化している。加えて、両変電所の設備容量不足のため、新規接続申請にも対応出来ていない。

こうした状況を踏まえ、トアマシナ電力アクセス改善計画（以下、「本事業」という。）は、老朽化が進む上記 2 か所の変電所の更新及びこれに接続する配電線の一部整備を通じて、同市内における安定的な電力供給の実現及び将来的な需要増加への対応を図り、もって同地域の経済社会発展に寄与するものである。

本事業実施の要望を受け、JICA は関連情報を収集し、本事業を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を確認すると共に、適切な概略設計、事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うための協力準備調査を実施する。

第 2 条 事業の概要

（1）事業目標：

本事業は、トアマシナ都市圏において、老朽化により稼働に支障が生じている Tamatave 1 及び Tamatave 2 の 2 か所の変電所の更新及び接続する配電線等の整備を通じて安定的な電力供給の実現を図り、もって同地域の経済社会発展に寄与する。

（2）事業の成果：

マダガスカル第 2 の都市トアマシナにおいて、変電所の更新及び配電線の整備が行われる。

（3）我が国への要望内容：

①施設、機材等の内容：

【施設】 Tamatave 1 変電所及び Tamatave 2 変電所の建屋の改築

【機材】 Tamatave 1 変電所：20/5 kV（容量 25MVA）の変圧器 2 台及び関連設備

Tamatave 2 変電所：35/20 kV（容量 20MVA）の変圧器 2 台及び関連設備

両変電所を接続する配電線、Tamatave 2 変電所と TM-220 変電所を接続する配電線及び 5kV 以下の配電線関連機材（柱上変圧器、ケーブル等）

詳細は協力準備調査にて確認する。

②コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

詳細設計、入札補助、施工・調達監理等。ソフトコンポーネントで運営・維持管理等に係る技術指導の可能性がある。

③調達方法

一般的な建設資材は現地調達、機材については基本的に日本調達とし、日本又は当国で調達困難な建設機材は調達適格国に第三国を含めることを想定する。

(4) 対象地域 (サイト) :

マダガスカル共和国 トアマシナ都市圏

(5) 関係官庁・機関 :

実施機関 : 水・電力公社 (JIRAMA: Jiro sy Rano Malagasy)

第3条 業務の目的

施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、予算規模、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案する。

第4条 業務の範囲

本業務は、マダガスカル政府から要望を受けた「トアマシナ電力アクセス改善計画」について、「第3条 業務の目的」を達成するため、「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第6条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「第7条 報告書等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICAがマダガスカル側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

第5条 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本業務においては①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の2回の現地調査を予定している。第一次および第二次現地調査において、発注者から調査団員を参加させることを想定している。

(2) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的としているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程において相手国関係機関や JICA、日本側関係者と十分に協議する。なお、特に以下の3つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認する。

第一次現地調査派遣前

既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、発注者及び日本側関係者と方針を確認する。

第一次現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

第二次現地調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

(3) 既存資料の活用

本事業の必要性や妥当性の検討に当たっては、既存資料を十分活用し、調査の重複を避ける。

(4) 対象コンポーネントの検討

本事業の対象コンポーネントについて、事業効果や既存計画との整合性の観点から本業務において各コンポーネントの妥当性を確認する。合わせて対象コンポーネントの優先順位付けも行う。

(5) 変電所および配電線整備の基本的方針

1 要望機材等の容量確認

要望機材がプロジェクト対象地域の需要に適した容量であるか確認する。

日本と比較して電力設備の運転環境が厳しい点を踏まえ、マダガスカル側が標準としている機材の技術仕様を確認した上で、対象地区の配電網の規模、構成、周辺環境、メンテナンス体制に適合した主要機材の技術仕様を提案する。

2 系統解析

協力コンポーネントの妥当性確認に必要な系統解析を行い、結果を事業計画に反映する。

3 自然調査調査

本業務にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおいて、自然条件調査（地形・地質調査等）を実施し、施工計画に反映させる。

4 拡張性の確保

今後のプロジェクト対象地域の需要増加を見据え、本事業終了後の設備拡張への対応可能性についても検討する。²

5 施設における設計方針

制御盤等を設置する建屋新設が想定される。変電所の運転・管理に最低限必要な機能・面積を検討し、その上で、適切な規模で計画する。

（6）マダガスカル側維持管理体制の確認

水・電力公社（JIRAMA: Jiro sy Rano Malagasy）が全国の電力施設の運営・維持管理を行っており、トアマシナ都市圏でも同公社により電力設備の運営及び維持管理が行われている。JIRAMA は、国際援助機関との事業において特段大きな問題は発生していないため、適切に維持管理を対応可能と考えられるが、更新される変電所の人員配置、管理体制等についての詳細は協力準備調査で確認する。

（7）社会・経済セクターへの裨益効果の確認

両変電所の設備不良に起因する停電回数や、両変電所の設備容量不足で接続待ちとなっている需要家数について、その推移を定量的に把握し、安定的な電力供給がそれら指標にもたらず効果の見通しと、事業完了後に効果を確認するための基礎資料とする。

² 「対応可能性についても検討する」とは、拡張性の確保にあたり「事業費が廉価」、「用地取得、住民移転が最小」の両方を最も満たす配電線設置を検討すること。

（８）準備調査報告書の公表の確認

準備調査報告書は、本業務終了後に事業費の積算結果を除く内容を公表するとともに、本事業に関する業者契約終了後に事業費積算結果を含む全内容を公表することをマダガスカル側に説明し、問題の無いことを確認する。

（９）環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、案件計画調書①で承認のとおりカテゴリBと位置づける。なお、現段階では、本事業の配電網の整備において、用地取得・住民移転が想定されているため、用地取得・住民移転を最小化できるよう確認するとともに、用地取得・住民移転の規模や被影響住民への補償方針等の詳細を確認する。

（１０）施工時の工事安全対策に関する検討

「ODA 建設工事等安全管理ガイダンス」（2014年9月）（以下、「工事等安全管理ガイダンス」）の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、マダガスカル国での最近の既往調査報告書等やJICA事務所からマダガスカル国での安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する（もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる）。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、工事等安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集したマダガスカル国の工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりマダガスカル国の他案件の事例も踏まえたうえで必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。必要に応じてマダガスカル国で施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報はJICA事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点でJICA事務所と協議し、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）が必要な情報についてJICA事務所を確認・合意する。また、現地調査終了時には必ずJICA事務所へ報告を行う。

(11) 安全対策

準備調査における調査段階においても、邦人関係者の立ち入りは業務上必要不可欠と判断される内容に限定し、最小人数で必要最低限の滞在を前提に計画する。

(12) 気候変動緩和策効果及び、気候変動による影響と適応策の確認・検討

気候変動緩和策については、JICA 気候変動対策支援ツール（緩和版）の「省エネルギー/7.機器・設備のエネルギー効率化、エネルギー/12.送電効率化 13.配電効率化」等を参照の上、効率的なエネルギー活用による GHG 排出削減量効果を確認する。

気候変動適応策については、JICA 気候変動対策支援ツール（適応策版）の「気候リスク評価の実施（p1-32）」及び「6. 電力（発電・送配電）（p55-58）」などを参照の上、可能な範囲で、気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価し、本事業が適応策に資するか判断した上で、追加的な適応策（例えば、気候関連データ・災害発生・ハザードの強度・頻度の情報収集、ハザードの将来的な激化を踏まえた変電所・配電線の整備・管理戦略の策定など）を検討する。

本事業が気候変動対策（緩和策・適応策）として位置付けられる場合、先方政府・実施機関との認識共有（M/M 及び G/A 等への明記含む）を行う。

第6条 業務の内容

上記「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

(1) インセプション・レポートの作成

要望書及び関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

発注者が派遣する調査団員に協力し、インセプション・レポート（特に我が国無償資金協カスキーム、今後の調査・協力の進め方、留意事項、双方の役割分担など）を相手国政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認を行う。

（３）事業の背景・経緯・目的・内容等の確認

- 1 要望内容の範囲、内容について先方の意向を確認する。
- 2 マダガスカル電力セクターの上位計画及び本事業の位置づけについて再確認する。
- 3 要望内容を無償資金協力で実施するにあたっての必要性、妥当性を検証・分析する。
- 4 他ドナーの支援の動向につき状況を確認し、現状を把握する。トアマシナ近郊に Volobe-2 水力発電所（120MW）の新設計画が民間企業事業体により 2026 年稼働開始を目指して進められており、国際金融公社（IFC）が融資を検討している。また、アフリカ開発銀行（AfDB）や欧州投資銀行（EIB）、韓国輸出入銀行などがアンタナナリボとトアマシナ都市圏を結ぶ 220kV 送電線と変電所（TM-220 変電所）等の建設を計画している。本事業で更新する Tamatave 2 変電所は、上記 TM-220 変電所からの電力も市内へと供給することとなる（よって、本事業は AfDB との EPSA（アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ）にも位置付けられる）。また、世界銀行の支援にて実施されている電力アクセス向上プロジェクトではトアマシナ市内も一部対象となっており、既存配電システムの拡張が予定されている。他ドナーによる電力セクターに係る支援実施状況、今後の予定について確認するとともに、事業の重複を避けるために JICA と相談のうえで本事業の情報を共有する。。

（４）事業の実施体制の確認

- 1 実施機関の事業実施体制、人員配置計画、予算措置、維持管理に係る技術的能力及び財務状況等を調査する。
- 2 既存の送配電設備、変電設備の定期点検など運営・維持管理の実施状況を調査するとともに、整備台帳、スペアパーツの購入状況など、技術支援（ソフトコンポーネント等）検討の基礎材料となる現状の問題点を整理する。
- 3 上記①、②を取りまとめ、適切な運営・維持理計画を検討する。

（５）サイト状況（自然条件等）の調査

本業務にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、予定サイトにおいて、以下に示す調査を実施し、施工計画に反映させる。

- 1 地形及び地質調査、路線測量（現地再委託可）

変電所建設予定地及び想定される配電ルートにかかる調査を行う。具体的なサイト状況調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、別紙2「自然条件調査仕様書(案)」を参照の上、プロポーザルで提案する。また、追加的に必要と判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案する。なお、現地再委託にて実施する事も可とする。

2 用地調査

配電柱及び配電線ルート下の Right of Way (ROW)にかかる調査を行い、機材敷設予定サイトにおける土地権利上の問題が発生しないかを確認する。その際、土地所有権及び配電網敷設の際の必要手続きに関する確認を行う。

(6) 環境社会配慮

1 初期環境調査

1) 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)(以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という)に基づき、初期環境調査 (Initial Environmental Examination) として、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2023年5月)」に基づくこととする。また、相手国等(関係官庁・機関)と協議の上、調査結果を整理する形で、「JICA 環境社会ガイドライン」<参考資料>の環境チェックリスト案を作成する。

2) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

①相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

- a. 環境社会配慮(環境アセスメント、情報公開等)に関連する法令や基準等
- b. 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法
- c. 関係機関の役割

②スコーピング(検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること)の実施

③ベースラインとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。)

④影響の予測

⑤影響の評価及び代替案の比較検討

⑥緩和策(回避・最小化・軽減・緩和・代償)の検討

⑦環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど)(案)の作成

⑧予算、財源、実施体制の明確化

⑨ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」別紙5を参照のこと。)

⑩プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000CO₂ 換算トン以上の場合供用段階における排出量推計

3) 相手国法制度上、環境アセスメント報告書の作成が求められる場合は、上記の調査結果に基づき環境アセスメント報告書(案)を作成する。

2 住民移転計画

「環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)(以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という)、世界銀行ESS5及び相手国政府の住民移転計画に関するガイドラインに基づき、住民移転計画案(仏語及び日本語)の作成を行う。住民移転計画案には、世界銀行ESS5 Annex 1に記載のある内容及び以下(1)~(11)を含めることとする。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行ESS5のGuidance Note for Borrowers や世界銀行Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、作成に際し、「カテゴリB 案件報告書執筆要領(2023年5月)」を参考にする。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、「JICA 環境社会ガイドライン」と乖離がある場合、その解消策を提案する。なお、本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託や現地傭人にて実施することを認める。

1) 住民移転に係る法的枠組みの分析

用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と「JICA 環境社会ガイドライン」の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な対応策を提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償基準の公開、補償金の算定方法、合意される個別補償内容の文書化や対象者への説明・閲覧要件、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する乖離については必ず確認する。

2) 住民移転の必要性の記載

事業概要、事業対象地、用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の伐採等が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるために検討された初期設計の代替案を記載する。住民移転について、地籍図を基に正規・非正規別の移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。

3) 社会経済調査（人口センサス調査、地籍・財産・用地調査、家計・生活調査） の実施

①人口センサス調査は、事業による用地取得・住民移転等の対象者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者（地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非正規占有者を含む）数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデートが宣言され、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。

②地籍・財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量、正規・非正規の別を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。

③家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低 20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者（特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、老人、女性、子ども、先住民族、少数民族、障害者、マイノリティ、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す）に係る情報を整理する。

④本業務については現地の事業に精通していることが必須であるため現地再委託や現地傭人にて実施することを認める。

4) 損失資産の補償、生活再建対策の立案

①損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件（地主、小作人、賃借人、商売人、店舗従業員、非正規占有者を含む）を特定する。

②土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその理由を記載する。

③損失のタイプ、損失の程度、補償・支援の受給権資格者、受給補償内容、責任機関等その他を記載した補償の枠組みを整理したエンタイトルメント・マトリックスを作成する。

④ESS 5 で定義される再取得費用に基づく損失資産の補償手続き及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得費用と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。

⑤生活・生計への影響については、移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただ

し、技術的、経済的に実行可能であることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。

5) 移転先地整備計画の作成

必要に応じて取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を地籍図・土地利用計画図等を基に選定し、住宅や社会基盤（上下水道、区画道路等）の整備計画、社会サービス（学校、医療等）提供計画を作成する。移転先地の選定にあたっては同立地の災害リスクを勘案する。また、移転先地整備に伴う環境アセスメント、緩和策、環境管理計画を作成する。

6) 苦情処理メカニズムの検討

事業対象地にある既存の苦情処理メカニズムを活用すべきか、新たに苦情処理メカニズムを構築すべきかについて、容易さ、利便性、信頼性等の観点から比較検討する。選定された苦情処理メカニズムに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。

7) 実施体制の検討

①住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等）を特定し、各機関の責務（機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等）を記載する。

②住民移転に責任を有する各機関の組織能力評価を行い、不十分な場合は能力強化策を提案する。原則として整備した移転地の引き渡し後、地方自治体が移転地のインフラや電気・ガス・水道・通信等のメンテナンスの責任を持つて行うことについて、実施機関、自治体から承諾を得る。

8) 実施スケジュールの検討

補償金や転居に必要な支援（引越手当等）を提供し終え、移転先地のインフラ整備や社会サービス（医療や教育等）の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

9) 費用と財源の検討

補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する必要がある場合は、その財源の確保方法についても検討する。

10) モニタリング・事業終了評価方法の検討

- ①実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。
- ②独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。
- ③住民移転が計画どおり実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

11) 住民参加の確保

社会的弱者（女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティなど社会的に脆弱なグループを含む）や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。なお、住民協議等に必要な費用は再委託費等に含むこととする。

必要に応じて、住民移転計画案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

(7) 調達事情調査

本事業で必要となる資機材（骨材、セメント、鉄筋等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。また、必要に応じ材料の品質確認試験を実施し、適切な材料の調達先を検討する。

サブコンの技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限りサブコンが施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報を集め、サブコンの技術レベルを慎重に判断する。

(8) 事業内容の計画策定

上記調査及び発注者との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月）」（以下、「設計・積算マニュアル」という。）を参照して設計総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認をとることとする。

1 計画・設計の基本方針

自然条件や現地建設事情、据付後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2 基本計画

上記を踏まえ本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

3 機材計画

1) 現在及び将来の電力需給状況を調査の上、仕様に関する妥当性を検討する。

2) 実施機関の設備・機材の使用実績及び整備状況、要員配置、予算措置実績と計画について調査し、運営・維持管理体制を勘案した機材計画を行う。

4 施設計画

1) 変電所建屋の設置に際し、対象敷地内の使用可能な区画を確定する。

2) 建屋については、機材計画に基づき、変電施設等の運転・管理に最低限必要な機能・面積を検討し、その上で、適切な規模で計画する。

3) 他の既存変電設備における事故歴、施設・機材への影響度、発生原因等を確認し、必要に応じて、協力対象となる新設変電設備、建屋の計画への反映、若しくは先方への提言を行う。

5 概略設計図

6 施工・据付計画

1) 施工・据付方針

2) 施工・据付上の留意事項

3) 施工・据付区分（先方負担工事との区分）

4) 施工・据付監理計画

5) 品質管理計画

6) 資機材等調達計画

7) 実施工程

(9) 対象候補地域及びコンポーネントの優先順位付け

対象コンポーネントについて、主に以下の諸点を考慮のうえ優先順位付けを行い、無償資金協力本体予算規模の見通しに留意しつつ、事業スコープの検討ならびにマダガスカル側との調整を行う。

- ・ 各地域における需要予測の再確認と対象地域の裨益人口、人口密度、経済効果
- ・ 各コンポーネントの裨益効果
- ・ 他援助国・援助機関（世銀、AFD、KEXIM 等）による支援計画やマダガスカル政府側事業との整合性
- ・ 各コンポーネントの事業費
- ・ 必要な許認可と所要期間の確認
- ・ 未電化家庭の電化への貢献度

(10) 相手国負担事項の整理

相手国負担事項（用地確保、資機材保管管理、各種建設許可の取得等）の実施能力と実施プロセス、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。また、無償資金協力として事業を実施する際のマダガスカル国政府の免税措置を整理し、確認する。

(11) 事業の維持管理計画の立案

協力対象施設・機材等の運営・維持管理費を概算で積算した上で、運営・維持管理上の留意事項を提言する。

(12) 事業の概略事業費の積算

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及びプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。

積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としなければならない。積算にあたっては、設計積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることにする。なお、設計精度は入札に対応できる精度を確保する。

1 準拠ガイドライン

具体的積算にあたっては、上記マニュアルの補完編、機材編（2019年10月）を参照して積算を行う。

2 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

3 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手する。

- ・実施時期
- ・事業費（総事業費及び内訳）
- ・概略の仕様
- ・入札方法（PQ 基準、国際入札／国内入札等）
- ・契約条件（総価方式／BQ 方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）
- ・据付監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）
- ・事業進捗状況（報告書名等、情報源も明記）

4 コンポーネント別の単価表作成

事業費積算後、第二次現地調査実施までに、事業コンポーネントのうち大項目（例：機材費、据付工事費、輸送費、コンサル費用）に関して単価表（例：変電設備の MVA 単価、送配電線の km 単価）を作成する。なお、上記コンポーネント毎の単価表の取り扱いについては過去案件との比較・参考用として取り扱うため、詳細な仕様差での比較は割愛し、例示するに留めることにする（変電所：配電盤、制御盤の数、通信機能の有無など、送配電：回線数、地中 or 架空線など）。

(13) 協力対象事業実施に当たっての留意事項の整理

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(14) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

(15) 事業の評価指標の検討

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、定量的指標の候補として、①年間停電時間数、②年間停電回数、③配電ロス量を想定している。³また、定性的な効果の評価指標としては、電力の供給信頼度向上、電力品質改善、トアマシナ港における荷役効率改善、経済・社会活動の活性化、貧困層を含む市民の生活環境の改善、停電時の発電機利用による軽油経費削減、CO2 排出量削減などを想定している。

(16) 気候変動対策案件としての検討

プロジェクトの実施により電力損失の低減が図られる場合、温室効果ガスの排出抑制を通じた気候変動の緩和に資する可能性があるため、JICAがウェブサイト上で提供する気候変動対策支援ツール／緩和策（JICA Climate-FIT(Mitigation)）等を用いて、温室効果ガス排出削減効果を推計する。

³ 既述した①～③の定量的指標を採用することを妨げないが、これら以外の適切な指標を少なくとも一つ以上提案されることが望ましい。

(17) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

(18) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をマダガスカル政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。協議の結果、準備調査報告書（案）の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討の上、必要に応じ事業全体および無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

(19) 準備調査報告書等の作成

マダガスカル政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。なお、準備調査報告書は「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」（2022年6月改訂版）、進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版は「無償資金協力事業におけるコンサルタント業務の手引」（2016年5月改訂）に従い作成すること。

- 1 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2 概要資料
- 3 準備調査報告書
- 4 デジタル画像集・記録表
- 5 機材仕様書
- 6 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版

(20) 免税情報シートの更新

無償資金協力事業においては、両国政府間の国際約束（E/N: Exchange of Notes）において、事業実施に必要な製品及び役務の調達に係る税金等の免除が規定されてい

るため、本事業に係り実質的に免税手続きが可能である範囲等を確認する。具体的にはマダガスカルにおける税制度及び免税制度について、以下の項目を調査する。

なお、免税情報は現地 JICA 事務所にて一元的集約しているため、調査開始時点で事務所がこれまで収集してきた情報の提供を受けた上で、調査を行い、調査結果については、所定の様式に取りまとめ、事務所の確認を経ること。

1 本邦企業の法人所得税

無償資金（Grant）の直接の対象となる契約（すなわち、JICA が認証を行う契約）を締結する本邦企業については、当該契約で発生する所得について法人の所得にかかる税の免税を確保することを制度の原則としている。このため、外国法人に法人所得税が課税される条件（例：我が国においては当該外国法人が恒久的施設を有しているか否かに依っている。）を確認した上で、その課税を免除する（免税する）ために必要な手続きを明らかにする。なお、併せて、現地下請企業の法人所得税免税の可否を確認すること。

2 業務従事者の個人所得税

本邦企業から給与・報酬を得る業務従事者（但し、日本及び第三国の国籍を持つものに限る。）について、個人の所得に係る税の免税を確保することを制度の原則としている。このため、マダガスカルにおいて外国人に係る所得税制度（例：我が国においては、非居住者、居住者のうち非永住者、永住者の3分類でそれぞれ課税対象となる所得の範囲が決まっている。）を確認した上で、その課税の免除する（免税する）ために必要な手続きを明らかにする。

3 付加価値税等（間接税）

無償資金（Grant）の直接の対象となる契約（すなわち、JICA が認証を行う契約）にかかる付加価値税等及び当該契約者の仕入れに係る付加価値税等の免税を制度の原則として求めている。このため、マダガスカルにおける付加価値税等の制度全般を把握のうえ、無償資金の直接の対象となる契約について、免税が可能か否か、可能な場合の手続きを明らかにする。また加えて、当該契約にかかる「仕入れ」（現地での資材の購入、労務者の傭上、現地企業への下請契約等）について、付加価値税等の免税が可能か、可能な場合の手続きを明らかにする。この「仕入れ」の免税については、物品と役務について取扱いが違う可能性が多いため、両者区別して制度を調査すること。

4 関税

事業に関連して本邦企業及び第三国企業が外国から輸入する物品について、関税の免税を確保することを制度の原則として求めている。このため、マダガスカルの通関制度において、完全が免税される場合の範囲及び手続きを確認すること。また、現地下請企業が行う輸入についても、免税が可能か調べること。

(21) 治安情勢分析及び安全対策の検討

治安情勢の分析及び安全対策の検討を行い、JICAに報告すること。

(22) 気候変動緩和策の検討

気候変動緩和策については、JICA 気候変動対策支援ツール（緩和版）の「省エネルギー/7. 機器・設備のエネルギー効率化、エネルギー/12. 送電効率化 13. 配電効率化」等を参照の上、効率的なエネルギー活用による GHG 排出削減量効果を確認すること。気候変動適応策については、JICA 気候変動対策支援ツール（適応策版）の「気候リスク評価の実施（p1-32）」及び「6. 電力（発電・送配電）（p55-58）」などを参照の上、可能な範囲で、気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価し、本事業が適応策に資するか判断した上で、追加的な適応策（例えば、気候関連データ・災害発生・ハザードの強度・頻度の情報収集、ハザードの将来的な激化を踏まえた変電所・配電線の整備・管理戦略の策定など）を検討すること。本事業が気候変動対策（緩和策・適応策）として位置付けられる場合、先方政府・実施機関との認識共有（M/M 及び G/A 等への明記含む）を行うこと。

第7条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)、(6)、(8) から (11) を成果品とする。

	レポート名	提出時期	部数など
(1)	業務計画書 ^(注1)	契約締結日から起算して 10 営業日以内（2024 年 4 月）	和文 3 部
(2)	インセプション・レポート ^(注2)	第一次現地調査前 (2024 年 5 月)	仏文 25 部 記載内容：環境社会配慮 部分については、第 6 条 「業務の内容」(6)「環 境社会配慮」①「環境ア

			セスメント」、②「住民移転計画」に係る調査方針を記載し、環境チェックリスト（案）の様式を用いて要約すること。
(3)	インテリムレポート（現地調査結果概要を含む） ^(注2)	第一次現地調査後 (2024年6月)	各和文10部 記載内容:環境社会配慮部分については、第6条「業務の内容」(6)「環境社会配慮」①「環境アセスメント」、②「住民移転計画」の暫定結果を環境チェックリスト（案）の様式を用いて要約すること。
(4)	準備調査報告書（案） ^(注2)	国内解析後 (2024年7月)	和文10部 仏文25部 記載内容:環境社会配慮部分については、調査結果の全体成果(要約を含む)
	準備調査報告書（環境社会配慮部分・案）	2024年11月	和文1部 記載内容:環境社会配慮部分については、調査結果の全体成果(要約を含む)
(5)	デジタル画像集・記録表 ^(注6)	2025年1月上旬	CD-R 2枚
(6)	進捗報告書の初版	2025年1月上旬	仏文3部 記載内容:環境社会配慮部分については、調査結果の全体成果(要約を含む)。
(7)	免税情報シート	2025年1月上旬	和文1部
(8)	概略事業費（無償）積算内訳書 ^(注3)	第二次現地調査後 (2025年2月下旬)	和文2部
(9)	機材仕様書	第二次現地調査後 (2025年2月下旬)	和文3部 仏文4部
(10)	概要資料 ^{(注2)(注4)}	第二次現地調査後 (2025年2月下旬)	和文1部 CD-R 1枚
(11)	準備調査報告書 ^{(注2)(注4)(注5)}	2025年5月下旬	和文(簡易製本版)2部

		国際協力機構環境社会配慮ガイドラインでは、最終報告書完成後速やかにウェブサイトにて情報公開することが求められている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために事業費等を記載しない報告書として協力準備調査最終報告書を作成する。	CD-R 1 枚 和文（製本版）8 部 CD-R 1 枚 仏文（製本版）16 部 CD-R 3 枚
(12)	会議記録 ^(注7)	各会議日から起算して 3 営業日以内	電子データ

報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書等の作成に当たっては、その表現に十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2023年12月）」に従うこと。準備調査報告書（製本版）を除き、簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注1）業務実施契約約款第2条第1項および共通仕様書第6条で規定のとおり。

注2）無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2022年6月改訂版）に従うこと。

注3）設計・積算マニュアル（補完編及び機材編（2019年10月））に従うこと。

注4）概要資料、準備調査報告書には設計図および完成予想図並びに測量成果等（実施した場合）を含む。

注5）準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注6）デジタル画像40枚程度を想定している。

注7）派遣前会議・報告会等の国内会議、現地協議等を想定している。

第8条「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	事業内容の適切な検討	第5条 実施方針及び留意事項 (5) 変電所および配電線整備の基本的方針 (P. 17) (脚注2参照)
2	よりわかりやすい複数の定量的効果指標	第6条 業務の内容 (15) 事業の評価指標の検討 (P. 29) (脚注3参照)

マダガスカル国「トアマシナ電力アクセス改善計画」準備調査
自然条件調査仕様書（案）

1 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、据付計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要望内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

これらの調査については現地再委託を認める。

2 調査項目

（1）地形調査

調査目的：機材・施設の設置計画に必要な地形の情報を把握する。

調査位置：Tamatave 1 変電所及び Tamatave 2 変電所整備予定敷地内

調査方法：平板測量、縦横断測量

実施方法：現地再委託

成果品：測量図、縦横断図、既設構造物・地中埋設物の位置測量結果

（2）地質調査

調査目的：機材・施設の設置計画に必要な地質の情報を把握する。

調査位置：Tamatave 1 変電所及び Tamatave 2 変電所整備予定敷地内でボーリング 2 箇所程度

調査内容：ボーリング調査（深さ 15m）、標準貫入試験、室内試験等

実施方法：現地再委託

成果品：地質調査報告書

（3）路線測量

調査目的：機材の敷設計画に必要な地形の情報を把握する。

調査位置：配電柱及び配電線ルート（Tamatave 1 変電所-Tamatave 2 変電所、Tamatave 2 変電所-TM-220 変電所）

調査内容：必要に応じ仮ベンチマークを設置、横断測量は配電柱設置予定箇所で行い、測量幅は道路敷+ROW の範囲とする。

実施方法：現地再委託

成果品：測量成果（手簿、精度管理表、路線図、横断図）

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：変電及び配電を含む各種調査

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者/〇〇(2号)

※業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

①対象国及び類似地域：マダガスカル国及びその他全途上国

②語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2024年4月中旬より国内事前準備を開始し、2024年5月上旬より第一次現地調査を行い、帰国後に国内解析（積算審査に要する期間を含む）を行う。上記現地調査の実施方法は「第5条 実施方針及び留意事項」を参照のこと。

2025年2月上旬に第二次現地調査（概略設計ドラフト説明）を実施する。2025年2月下旬までに概略設計・概要資料、2025年5月までに準備調査報告書を含む成果品を提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約15人月

2) 渡航回数を目途 11回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません（通訳分は含まれていません）。

(3) 現地再委託・現地傭人

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。この他、調査を円滑に実施するために必要な現地傭人の雇用を認めます。

- 地形調査
- 地質調査
- 路線測量
- 環境社会配慮調査

(4) 通訳

本邦で通訳を備上し、業務対象国へ帯同することを想定していますが、現地傭人として通訳を雇用すること、もしくは本邦傭上通訳と現地傭人通訳の組み合わせも可とします。

(5) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 環境プロフィール（作成されている場合）、参照すべき類似案件の協力準備調査報告書
 - （ガーナ）タマレ市電力供給安定化計画
 - （コンゴ民主共和国）モンアンバ地区電力アクセス改善計画
- 環境社会配慮カテゴリB報告書執筆要領（2023年5月）

2) 公開資料

- 該当なし

(6) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	配置予定
2	通訳の配置（仏語⇄日本語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(7) 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意し、邦人関係者の立ち入りは業務上必要不可欠と判断される内容に限定し、最小人数で必要最低限の滞在を前提に計画する。当地の治安状況については、JICA マダガスカル事務所、在マダガスカル日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が

とれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。急な治安悪化の際には、必要に応じて複数名のガードマンを業務に帯同することも認める。なお、現地作業に先立ち渡航予定の業務従事者全員について、外務省「たびレジ」に登録すること。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月版）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案

することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

70,574,000円（税抜）

なお、定額計上分 15,200,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2）上限額を超える別提案に関する経費
- 3）定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

定額計上した各経費について、上述（3）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	安全対策経費	「第5条 実施	2,000,000円	警備員庸人	一般業務費

	(セキュリティ備上費)	方針及び留意事項の「(1) 安全対策」			(特殊備人費)
2	環境社会配慮	「第6条 業務の内容」の「(6) 環境社会配慮」	5,000,000円		再委託費
3	地形調査	「第6条 業務の内容」の「(5) サイト状況(自然条件等)の調査」の「1 地形及び地質調査、路線測量(現地再委託可)」	3,000,000円		再委託費
4	地質調査	同上	1,200,000円		再委託費
5	路線測量	同上	4,000,000円		再委託費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(10) その他留意事項

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

別紙1：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(65)	
(1) 業務実施の基本方針、実施方法等	35	
(2) 要員計画/作業計画等	30	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)	
	(25)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/変電設備計画</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者等としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力：		(10)
ア) 類似業務等の経験	—	5
ウ) 業務主任者等としての経験	—	2
エ) 語学力	—	2
オ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制		(5)
合計	100	100